

第7章 本計画の推進にあたって

本計画では、県西部都市圏における社会情勢の変化等を踏まえ、総合都市交通体系に関する課題を整理し、交通マスタープランの基本的な方針を改定し、都市・地域総合交通戦略の策定を行った。今後、本戦略施策の推進に向けて、チェック&レビュー・社会情勢に応じた見直し・評価を行うなど、より実効性のある施策展開を推進する。

1. マネジメントサイクルの構築

- 交通マスタープランの目標年次は概ね20年後の平成42年であり、交通マスタープランの改定は、概ね10年毎に行うこととする。
- 交通マスタープランの改定に当たっては、交通マスタープランで定める施策目標の達成度評価や交通を取り巻く環境変化を把握し、その内容を十分に踏まえて行う。
- 都市・地域総合交通戦略は、戦略指標に基づく評価を、本計画策定後、概ね5年毎に行い、戦略施策の個別施策事業の事業進捗については毎年確認する。
- 策定・見直された交通マスタープラン及び都市・地域総合交通戦略は県や各市町の関連計画と整合し、また、これらに反映する。
- 本計画の策定後、新たに提案される広域的なプロジェクト（複数市町にまたがる、効果が広範囲にわたるなど）がある場合は、この交通マスタープラン及び都市・地域総合交通戦略との整合性を図り、マネジメントサイクルの考えに沿って、地域全体の視点から検討・実施・評価を行う。

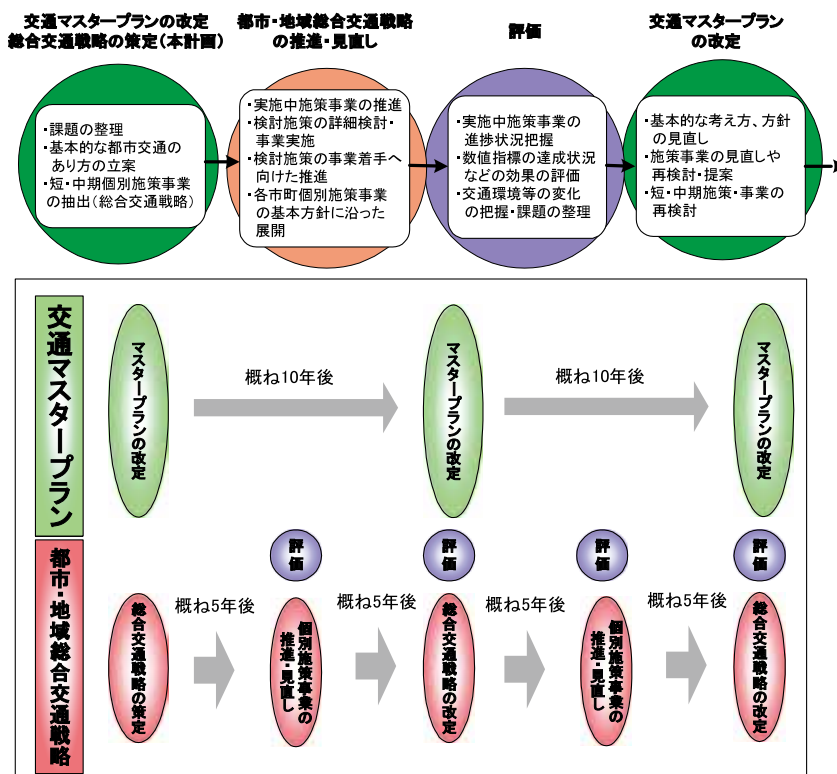


図 30 マネジメントサイクルの概念図

2. 推進体制

- ・神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会を母体として、本戦略施策の進捗管理を行いつつ、策定から5年後の評価時においては、必要に応じて、神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会を母体とした、都市・地域総合交通戦略推進の組織作りの検討を行う。

①居住者・来訪者、交通事業者・地元企業等との連携

- ・公共交通サービスの維持、改善等に関して交通事業者との協働体制を確立する。
- ・TDM等、特に協力が必要な施策に関して重点的に居住者、来訪者、観光客、地元企業等との協働体制を確立する。
- ・個々のプロジェクトの推進に当たっては、計画段階から、PRや働きかけを行うことによって情報を共有し、PI（パブリックインボルブメント）などによって実施に向けた合意形成を図る。

②国との連携

- ・国が行う事業の推進に協力する。
- ・公共交通分野や広域幹線道路整備に関する調整、働きかけを行う。

③県との連携

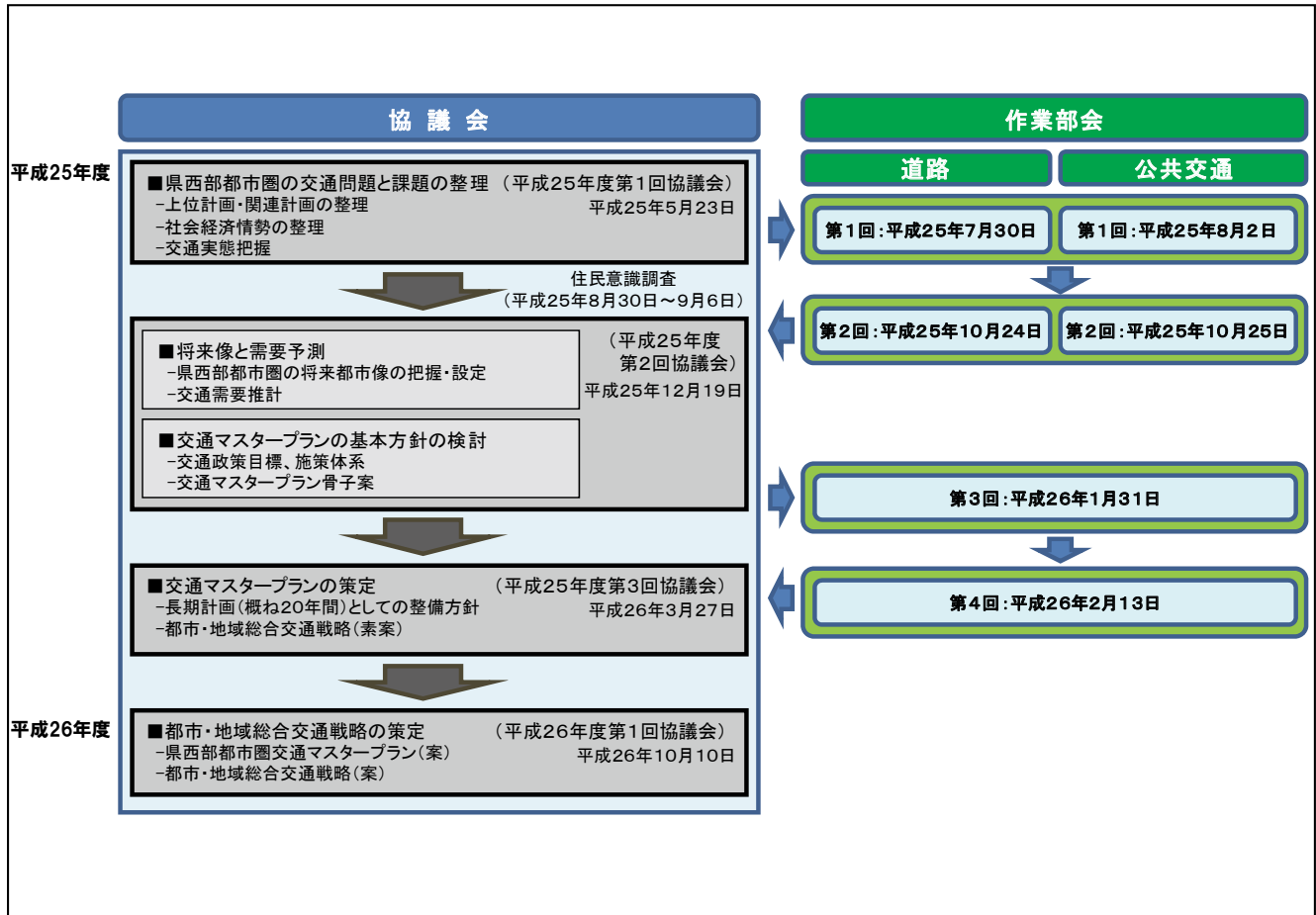
- ・県が行う事業の推進に協力する。
- ・上位計画の位置づけへの働きかけを行う。
- ・複数市町にまたがる広域的案件に関する調整、助言等の協力を要請する。

④市町間の連携

- ・各市町が、交通マスタープランを尊重したまちづくりを展開する。
- ・各市町の上位計画・関連計画へ反映する。
- ・複数市町に関わるプロジェクトの推進に向け、市町間での計画検討や実現性調査、調整・協議を行う。
- ・今後、複数市町に関わる新規交通プロジェクトが提案される場合は、都市交通部会等で検討（案件によっては交通マスタープランを改定）を行う。

巻末参考資料

1. 検討経過



2. 協議会設置要綱

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定 協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県西部地域を一体の都市圏（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町）と捉え、将来のまちづくりを見据えた総合的な交通体系を確立し、効果的で効率的な総合都市交通体系を策定するため、神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合交通体系整備の基本方針の検討に関する事項
- (2) 都市交通マスタープランの策定に関する事項
- (3) 神奈川県西部都市圏都市・地域総合交通戦略策定に関する事項
- (4) その他神奈川県西部都市圏の都市交通に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会委員は、別表に定める構成員をもって組織する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、学識経験を有する者のうちから、委員の互選により定める。
- 4 副委員長は、学識経験を有する者のうちから、委員長が指名する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成27年3月末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて、協議会の委員を招集し、会議の議長を務める。

- 2 委員は、やむを得ない理由により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ委員長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、委員長が必要であると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見又は説明、その他の協力を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(作業部会)

第7条 会議に付すべき案件について事前に専門的な調査・研究・検証・検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、神奈川県西部都市圏（二市八町）の交通計画担当課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会の会長である小田原市都市部都市計画課長及び小田原市都市部都市計画課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日）

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則（平成26年6月30日）

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則（平成26年7月1日）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

3. 検討体制

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定

協議会委員名簿

平成26年度

委員長及び 副委員長	学識経験者	東洋大学 国際地域学部国際地域学科 教授	岡村敏之
		首都大学東京大学院都市環境学部 都市環境科学研究科 教授	小根山裕之
委員	国土交通省	関東地方整備局 建政部都市整備課長	能勢和彦
		関東地方整備局 横浜国道事務所長	杉崎光義
		関東運輸局 企画観光部 交通企画課長	三宅亮
	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課長	寶珠山正和
		県土整備局道路部 道路企画課長	相原久彦
		県土整備局道路部 道路整備課長	青木崇
		県土整備局道路部 道路管理課長	荒井俊晴
		神奈川県県西土木事務所 所長	三浦雅彦
		神奈川県県西土木事務所小田原土木センター所長	熊沢一二
	神奈川県警察	交通部 交通規制課長	瀬崎瑠里
		小田原警察署長	徳正厚
		松田警察署長	山口康博
	県西地域 二市八町	小田原市 都市部長	内藤日出男
		南足柄市 都市経済部長	石川昇一
		中井町 参事兼まち整備課長	加藤幸一郎
		大井町 都市整備課長	井上仲治
		松田町 まちづくり課長	田代浩一
		山北町 参事兼都市整備課長	湯川光広
		開成町 まちづくり部長	芳山忠
		箱根町 環境整備部長	中村和弘
真鶴町 参事兼まちづくり課長		青木富士夫	
湯河原町 まちづくり部長		鈴木誠二	

委員	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野村尚廣
	伊豆箱根バス株式会社	常務取締役管理部長	鬼頭研二
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	志村公聖
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部長	三木健明
	神奈川県タクシー協会 小田原支部	支部長	曾我良成
	東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社 企画部長	山口拓
	東海旅客鉄道株式会社	総合企画本部 東京企画開発部 担当課長	氷見任央
	小田急電鉄株式会社	交通サービス事業本部 交通企画部長	黒田聡
	箱根登山鉄道株式会社	鉄道部長	永井弘一
	伊豆箱根鉄道株式会社	取締役 上席執行役員 鉄道部長	土屋貴紀

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定

協議会委員名簿

平成 25 年度

委員長及び副委員長	学識経験者	東洋大学 国際地域学部国際地域学科 教授	岡村 敏之
		首都大学東京大学院都市環境学部 都市環境科学研究科 教授	小根山 裕之
委員	国土交通省	関東地方整備局 建政部都市整備課長	能勢 和彦
		関東地方整備局 横浜国道事務所長	森 勝彦
		関東運輸局 企画観光部 交通企画課長	榎本 考暁
	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課長	寶珠山 正和
		県土整備局道路部 道路企画課長	相原 久彦
		県土整備局道路部 道路整備課長	青木 崇
		県土整備局道路部 道路管理課長	関矢 博己
		神奈川県県西土木事務所 所長	三浦 雅彦
		神奈川県県西土木事務所小田原土木センター所長	小林 純一
	神奈川県警察	交通部 交通規制課長	瀬崎 瑠里
		小田原警察署長	野田 次郎
		松田警察署長	伊藤 正道
	県西地域 2市8町	小田原市 都市部長	内藤 日出男
		南足柄市 都市経済部長	石川 昇一
		中井町 参事兼まち整備課長	加藤 幸一郎
		大井町 都市整備課長	井上 伸治
		松田町 建設課長	田代 浩一
		山北町 都市整備課長	湯川 光広
		開成町 まちづくり部長	芳山 忠
		箱根町 環境整備部長	鳥居 富郎
真鶴町 参事兼まちづくり課長		青木 富士夫	
湯河原町 まちづくり部長		森本 真純	

委員	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野村尚廣
	伊豆箱根バス株式会社	常務取締役管理部長	鬼頭研二
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	茂木一郎
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部長	三木健明
	社団法人 神奈川県 タクシー協会 小田原支部	支部長	杉山文男
	東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社 企画部長	山口拓
	東海旅客鉄道株式会社	総合企画本部 東京企画開発部 担当部長	馬場真吾
	小田急電鉄株式会社	交通サービス事業本部 交通企画部長	黒田聡
	箱根登山鉄道株式会社	取締役 鉄道部長	鈴木昭雄
	伊豆箱根鉄道株式会社	執行役員 鉄道部長	土屋貴紀

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会
道路作業部会名簿

部会長	学識経験者	首都大学東京大学院 都市環境学部都市環境科学研究科 教授	小根山裕之
道 路 部 会 員	神奈川県	県土整備局道路部 道路企画課 GL	星 名 隆
		県土整備局道路部 道路整備課 GL	高 阪 利 光
		県土整備局道路部 道路管理課 GL	根 本 直 之
		県西土木事務所 道路都市課長	高 橋 徹
		県西土木事務所小田原土木センター道路都市課長	近 藤 修 宏
	県西地域 2市8町	小田原市 都市部 都市計画課長	小澤千香良
		小田原市 建設部 管理監（国県事業担当）	森 山 祥 文
		南足柄市 都市経済部 参事兼都市計画課長	磯 崎 一 美
		中井町 参事兼まち整備課長	加 藤 幸 一 郎
		大井町 都市整備課長	井 上 仲 治
		松田町 建設課長	田 代 浩 一
		山北町 都市整備課長	湯 川 光 広
		開成町 まちづくり部 街づくり推進課長	熊 澤 勝 己
		箱根町 環境整備部 都市整備課長	清 水 諭
		真鶴町 参事兼まちづくり課長	青 木 富 士 夫
		湯河原町 まちづくり部 都市計画課長	神 谷 要

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会
公共交通作業部会名簿

部会長	学識経験者	東洋大学 国際地域学部国際地域学科 教授	岡村 敏之
公共交通 部 会 員	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課課長代理兼 GL	坂口 勝利
		県西土木事務所 道路都市課長	高橋 徹
		県西土木事務所小田原土木センター道路都市課長	近藤 修宏
	県西地域 2市8町	小田原市 都市部 都市計画課長	小澤千香良
		小田原市 建設部 管理監（国県事業担当）	森山 祥文
		南足柄市 都市経済部 参事兼都市計画課長	磯崎 一美
		中井町 参事兼まち整備課長	加藤幸一郎
		大井町 都市整備課長	井上 仲治
		松田町 建設課長	田代 浩一
		山北町 都市整備課長	湯川 光広
		開成町 まちづくり部 街づくり推進課長	熊澤 勝己
		箱根町 環境整備部 都市整備課長	清水 諭
		真鶴町 参事兼まちづくり課長	青木富士夫
		湯河原町 まちづくり部 都市計画課長	神谷 要
	バス事業者	箱根登山バス株式会社 運輸部 課長	重田 正計
		伊豆箱根バス株式会社 小田原営業所 所長	杉山 保徳
		富士急湘南バス株式会社 常務取締役	茂木 一郎
		神奈川中央交通株式会社 運輸計画部 計画課長	永山 輝彦
	タクシー 事業者	社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部 副支部長	曾我 良成

公共交通 部 会 員	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部企画室 副課長 GL	仲手川仁志
		東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部 東京企画開発部 副長	金谷大樹
		小田急電鉄株式会社 交通企画部 課長	伊藤正樹
		箱根登山鉄道株式会社 鉄道部 課長	大谷龍二
		伊豆箱根鉄道株式会社 大雄山線管理所 管区長	田内清和

4. 用語解説

あ行	
アクセシビリティ	利用しやすさのこと。交通においては、移動手段の使いやすさや、移動時間の長さ、移動にかかる費用などを含む。
移動制約者	交通弱者と同義。運転免許を持たない（持てない）か、自家用車を持たない（持てない）高齢者、子ども、障がい者、低所得者などを指す。
オンデマンドバス	デマンドバスと同義。Demand-Responsive Transit（呼び出し型交通機関）とも言われ外出したいときに電話などで事前予約し、相乗り方式で送迎する公共交通システム。一般的にタクシーより安価で、バスより自由度が高いのが特徴である。
か行	
緊急輸送道路	緊急輸送道路は、復旧活動のための資材や要員、車両などの輸送のため指定されるもので、道路管理者や自衛隊、県警察などで構成される神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を通じて指定される。
交通管理者	道路交通の安全性や円滑性を管理する行政機関。警察のこと。
交通弱者	移動制約者と同義。運転免許を持たない（持てない）か、自家用車を持たない（持てない）高齢者、子ども、障がい者、低所得者などを指す。
交通需要マネジメント（TDM）	Transportation Demand Managementの頭文字をとってTDMという。自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、特定の交通手段に過度に依存しないようにするための取り組みを行い、交通渋滞の緩和を図る交通施策のこと。
交通手段分担率	交通手段別利用構成比のこと。
コミュニティサイクル	レンタサイクルの形態のひとつで、街の一定範囲内で、至るところに設置してある自転車を好きな場所で借り、返却することができるシステム。
コミュニティバス	地域住民の利便性向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両使用、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス。
混雑度	交通容量に対する交通量の比。1.0未満は、道路が混雑することがなく、円滑に走行できる状態。1.75以上は慢性的混雑状態を表す。

さ行

災害拠点病院	病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院のこと。救命医療を行うための高度診療、被災地からの重症傷病者の受入れ、傷病者の広域後方搬送への対応、医療救護班の派遣、地域医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどの機能を持つ。
サイクルアンドバスライド	自転車に乗ってバス停まで移動し、バスに乗り換えること。
私事	通勤や買物などの私用のこと。
自動車分担率	交通手段別利用構成比のうち、自動車を利用している比率のこと。 ※交通手段分担率参照
社会実験	新たな施策の展開や円滑な事業執行のため、社会的に大きな影響を与える可能性のある施策の導入に先立ち、住民等の参加のもと、場所や期間を限定して施策を試行・評価するもの。
従業人口	就業者がある地域で働いている人口。
集約型都市構造	圏域内の中心市街地や駅周辺等を拠点として、都市機能（公共施設、商業施設、医療施設等）を集約、その他の地域を公共交通ネットワークで連携することで、暮らしやすく、行政コストを抑えることができる都市構造のこと。
スマートインターチェンジ（スマートIC）	E T Cを活用して、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バス停から乗り降りができるように設置される簡易的なインターチェンジのこと。

た行	
超小型モビリティ	自動車よりコンパクトで、エネルギー消費量の少ない、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両のこと。
D I D	人口集中地区の略で「原則として人口密度が1km ² 当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接」して、「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区」(平成12年国勢調査の定義より)。
T D M	※「交通需要マネジメント」参照
低炭素まちづくり	二酸化炭素等の排出を抑えた環境にやさしいまちづくりのこと。
デマンドバス	オンデマンドバスと同義。 ※「オンデマンドバス」参照
都市機能	都市には行政機能や商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能など様々な機能があり、“都市機能”はそれらの包括的な表現。
トリップ	人の移動回数であり、ある目的での移動1回を1トリップという。

な行	
乗継割引制度	個別路線の普通運賃の合算運賃から一定額を割り引く制度。鉄道の相互直通区間などでは常に一定額が割り引かれる場合が多いが、一旦改札を出る場合やバス～バス間、バス～鉄道間などのケースでは、30分以内など一定時間内の乗り継ぎに限って割り引きを行う場合が多い。
ノンステップバス	床面と出入口の高さが同じになるように設計されたバスで、床面の高さは30～35cm程度と従来のバスの半分以下となっている。交通バリアフリー法の施行とともに全国的に導入台数が増加しているが、その特性を十分活かすためには、バス停周辺の駐車問題や歩道高との調整などの課題にも対応していく必要がある。

は行	
パークアンドライド	都心部の道路混雑を緩和するため、自動車を都市郊外の駐車場に止めて鉄道等の公共輸送機関に乗り換え、都心部にあるいは特定地域に入る形態のこと。
パーソントリップ調査	「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べる調査で、鉄道やバス、自動車、自転車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。
発生集中交通量	特定地域内における、出発数と到着数を合計したもの。
パブリックインボルブメント (PI)	直訳すると、「住民を巻き込む」こと。行政計画の策定時などに、積極的に住民に情報提供を行い、意見・意志を集めるとともに、計画策定の過程を知る機会を設けるしくみのこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者等の社会的弱者が、社会生活を送る上で、障害となる物理的、精神的な障壁を取り除くこと。または取り除いた状態。
ハンプ・ボラード	ハンプは、道路を一部盛り上げて舗装するなどして、自動車の速度を低下させるためのもの。ボラードは、車止めのこと。
P D C A サイクル	プロジェクトの実行に際し、「計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) に基づいて改善 (Action) を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み (考え方)。
福祉タクシー	障がい者や高齢者などが車いすのまま利用できる車両を用いたタクシーの総称。介護タクシーとも言う。
富士箱根伊豆交流圏	山梨県 (富士北麓圏域及び峡南、東部圏域の一部)、静岡県 (富士、駿東・田方、熱海・伊東、伊豆地域及び静清庵地域の一部)、神奈川県 (足柄上地区、西湘地区) の各地域からなる交流圏。豊かな暮らしを実感できる魅力ある地域づくりを進めるため、観光振興、災害対策、交通体系整備、環境対策、国際的な評価の向上等の行政課題に対し、地域が連携して取り組みを行っている。
フリンジパーキング	まちの中心部に自動車が入ってこないように、まちの外縁部 (フリンジ) に作られた駐車場のこと。利用者はこの駐車場に自動車をとめ、徒歩やその他の公共交通手段で中心部に入出入りする。
平休比	平日と休日の交通量の差を見るための数値で、休日の交通量を、平日の交通量で除したもの。
ボトルネック	ボトルネックとはジュースのビン (ボトル) の首のように細く、詰まりやすい部分のことで、トンネルや橋梁、踏切、交差点など交通渋滞の原因となるところを「ボトルネック」という。

ま行	
マネジメント サイクル	※「PDCAサイクル」参照
モビリティ	個人の空間的移動のしやすさを表す。モビリティには、交通手段選択の自由度や移動における速達性や快適性、安全性、所要時間の信頼性などが含まれる。
モビリティ マネジメント	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通（電車やバスなど）自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。
や行	
夜間人口	常住人口とも言われ、ある地域に住んでいる人口。
ユニバーサル デザインタクシー	足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいようにデザインされたタクシー車両のこと。具体的には、乗降口にステップが設置されていたり、車イス乗降用のスロープが設置されているなどしている車両。
ユニバーサル デザイン	まちづくりや商品開発において、高齢者や障がい者をはじめ誰もが分け隔てなく快適に利用できるよう、形や機能の設計の開発段階から取り入れていくこと。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。
ら行	
ラダー型道路網	はしご型道路網。複数の並行する道路に対して、直行する道路を設けた道路網のこと。
リダンダンシー	Redundancy 。「冗長性」、「余剰」を意味する英語。自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化することや、予備の手段が用意されている様な性質を示す。
旅行速度	調査区間の延長を信号や渋滞等による停止時間を含めた調査区間の所要時間で除したもの。



認 定 通 知 書

国 都 街 第 92 号
平成 27 年 1 月 23 日

神奈川県西部広域行政協議会
会長 小田原市長 加藤 憲一 殿

国土交通大臣 太 田 昭 宏



下記に係る都市・地域総合交通戦略について、都市・地域総合交通戦略
要綱第三 3 項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

- 1 都市・地域総合交通戦略の名称
神奈川県西部都市圏総合交通戦略

